

伊 勢 市 公 報

第 96 号
平成 21 年 11 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	2
○ 尾崎罌堂記念館条例施行規則	4
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	29
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	31
○ 財政状況の公表について	33
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の休止について	39
公 告	
○ 公示送達	40
○ パブリックコメント（伊勢市地域福祉計画）の結果公表について	41
○ 市営住宅の空家入居者の募集について	42

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 21 年 10 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第 10 号

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会公印規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 11 号）
の一部を次のように改正する

別表委員会印の項を次のように改める。

委員会印		れい書	方 45	賞状	教育総務課	1
		れい書	方 24	委員会名の文書	同	1
		れい書	方 12	委員会名の文書	同	1

別表分室印、分室長印、図書館印、図書館長印及び観光文化会館長の項
を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

尾崎罌堂記念館条例施行規則を次のように定める。

平成 21 年 10 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第11号

尾崎号堂記念館条例施行規則

尾崎号堂記念館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、尾崎号堂記念館条例（平成17年伊勢市条例第194号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（観覧券の交付）

第2条 条例第8条第1項の規定により、観覧料金を納付した者に対して、観覧券を交付するものとする。

2 観覧券の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般観覧券（大人券 小人券）（様式第1号）

(2) 団体観覧券（様式第2号）

3 第1項の規定により観覧券を交付された者は、展示室の入室の際に観覧券を提示しなければならない。

（観覧料金の減免）

第3条 条例第8条第5項の規定により、次の各号に掲げる者については、観覧料金を減免することができる。

(1) 教育課程に基づく教育活動として教職員に引率されて観覧しようとする小学生及び中学生並びに当該教職員

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者

(3) 会議室利用者で特に申出のあった者

(4) その他指定管理者が特に必要と認める者

2 前項第1号の規定により観覧料金の減免を受けようとする者

は、尾崎号堂記念館観覧料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 第1項第2号の規定により観覧料金の免除を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を入館の際に提示しなければならない。

（利用許可の申請）

第4条 条例第10条第1項の規定により、会議室の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾崎号堂記念館会議室利用許可申請書（様式第4号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 利用許可申請書は、利用日の3月前から3日前までの期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（利用の許可）

第5条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、尾崎号堂記念館会議室利用許可書（様式第5号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

- 2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を係員に提示しなければならない。

（利用許可の変更又は取消し）

第6条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の

取消しを受けようとするときは、尾崎罌堂記念館会議室利用変更許可申請書（様式第6号）又は尾崎罌堂記念館会議室利用許可取消承認申請書（様式第7号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を利用日の5日前までに提出して行わなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請書を受理し、正当な理由があると認めるときは、尾崎罌堂記念館会議室利用変更許可書（様式第8号）又は尾崎罌堂記念館会議室利用許可取消通知書（様式第9号）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。
（利用時間）

第7条 利用者が会議室を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、会議室の利用開始後はこれを認めない。ただし、記念館の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

（利用期間）

第8条 会議室の利用期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（冷暖房の利用料）

第9条 冷暖房設備の利用料は、別表のとおりとする。

（利用料金の減免）

第10条 条例第13条第3項の規定により、利用料金を減免することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。ただし、前条

の利用料については、第1号及び第2号に掲げるところによる。

- (1) 尾崎号堂に関する顕彰活動目的に利用する場合 10割
- (2) 市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 10割
- (3) 市内の公共的団体が主催する行事に利用する場合 5割
- (4) 市が後援し、又は協賛する行事に利用する場合 5割
- (5) 前4号に準ずるもので、指定管理者が特に必要と認めた場合
当該各号に準ずる割合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、尾崎号堂記念館会議室
利用料金減免申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければ
ならない。

（利用料金の還付）

第11条 条例第14条ただし書の規定により、利用料金の還付を行う
ことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他利用者の責めによらない事由により利用できな
かった場合 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が第6条第2項に規定する期日までに利用許可の取
消しをした場合 既納利用料金の全額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けた場合において既納利用料金
に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない事由により利用ができな
いと認めた場合 既納利用料金の半額

（特別の設備等の許可）

第12条 利用者は、条例第16条の規定により、会議室の利用のため
に特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込
み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類
を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければなら

ない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第13条 展示室に入室した者、利用者その他記念館に入館した者(以下「利用者等」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備並びに展示室に展示されている遺品等(以下「展示物」という。)を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 指定の場所以外で火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (7) その他指定管理者が記念館の管理上必要と認めた指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第14条 何人も記念館及び記念館の敷地内において、物品の販売、広告宣伝及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(係員の立入り)

第15条 利用者は、係員が職務遂行のため利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない

(損傷等の届出)

第16条 利用者等は、展示物又は記念館の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を尾崎罌堂記念館施設等損傷(滅失)届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(資料の貸出し)

第17条 教育委員会は、記念館に保管し、及び展示する資料(以下「資料」という。)を次の各号のいずれかに該当するときは、館外へ貸し出すことができる。

- (1) 他の資料館等から公開することを目的として出品の要請があったとき。
- (2) 学校、研究所等教育、学術又は文化に関する諸施設等から公開又は調査研究のために貸出しの要請があったとき。
- (3) その他教育委員会が適当と認める団体から貸出しの要請があったとき。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、尾崎罌堂記念館資料貸出許可申請書(様式第12号。以下「資料貸出許可申請書」という。)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の資料貸出許可申請書を受理した場合は、借用目的及び輸送方法等を検討し、適当と認めたときは、尾崎罌堂記念館資料貸出許可書(様式第13号)を申請者に交付するものとする。

4 教育委員会は、記念館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(転貸の禁止)

第18条 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その貸出しを受けた資料を他に転貸してはならない。

(資料の特別利用)

第19条 学術等の調査研究のため、資料の撮影、模写、模造等の行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料であるときは、当該寄託者の承諾書を提出しなければならない。

2 教育委員会は、記念館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(資料の寄託)

第20条 教育委員会は、資料の寄託を受けたときは、展示資料又は参考資料に分類し、整理保管するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により資料の寄託を受けたときは、尾崎罌堂記念館寄託資料保管書（様式第14号。以下「寄託資料保管書」という。）を寄託者に交付するものとする。

3 寄託者は、寄託資料の返還を求めようとするときは、前項の寄託資料保管書を添えて、返還日の10日前までに申し出なければならない。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の尾崎罌堂記念館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の尾崎罌堂記念館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

冷暖房設備利用料

区分	暖房	冷房
1時間当たりの金額	320円	320円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

様式第1号（第2条関係）

No. 大人券 一般観覧券 ￥ 100 (有効当日限り) 尾崎罌堂記念館	No. 大人券 一般観覧券 ￥ 100 (有効当日限り) 尾崎罌堂記念館	写真
---	---	----

No. 小人券 一般観覧券 ￥ 80 (有効当日限り) 尾崎罌堂記念館	No. 小人券 一般観覧券 ￥ 80 (有効当日限り) 尾崎罌堂記念館	写真
--	--	----

様式第2号（第2条関係）

No. _____ 団体名	尾崎罌堂記念館 団体観覧券			
※御入室の際は必ず本券をお示しください。				
区分	人員	一人当たり料金	料金	備考
大人	人	80円	円	
小人	人	50円	円	
合計	人		円	
(当観覧券をもって領収証に替えさせていただきます。) 伊勢市川端町97番地2 尾崎罌堂記念館				

様式第3号（第3条関係）

尾崎号堂記念館観覧料金減免申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（入室責任者）

連絡先電話

次のとおり尾崎号堂記念館展示室の観覧料金の減免を申請します。

入室日時	年 月 日 時
入室目的	
入室者数	大人 人 小人 人 計 人
入室責任者	
※審査内容	
※承認年月日	年 月 日

（注） ※印の欄は記入しないでください。

様式第4号（第4条関係）

尾崎号堂記念館会議室利用許可申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（利用責任者）

連絡先電話

次のとおり尾崎号堂記念館会議室の利用許可を申請します。

なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用目的					
特別の設備等	1 有（別紙のとおり） 2 無				
利用予定人数	人	冷暖房利用	1 有 2 無		
※利用料金	規定の利用 料金	円（室料 円、冷暖房 円）			
	減免額	円（室料 円、冷暖房 円）			
	差引利用料	円（室料 円、冷暖房 円）			
※許可年月日 及び番号	年 月 日	No.			
※納付年月日					

（注） ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号（第5条関係）

尾崎号堂記念館会議室利用許可書

年 月 日
第 号

様

指定管理者 印

次のとおり尾崎号堂記念館会議室の利用を許可します。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用目的					
特別の設備等	1 有(別紙のとおり) 2 無				
利用予定人数	人	冷暖房利用	1 有 2 無		
利用料金	円(室料 円)				
利用条件	1 尾崎号堂記念館条例及び同条例施行規則を遵守すること。				

様式第6号（第6条関係）

尾崎号堂記念館会議室利用変更許可申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（利用責任者）

連絡先電話

次のとおり尾崎号堂記念館会議室の利用許可の変更を申請します。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
変更理由					
変更事項	日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後 時まで
※ 利用料 金	変更後利用料金 円 既納利用料金 円 差引き 円 （還付・不足）				

- （注） 1 ※印の欄は記入しないでください。
 2 利用許可書を添付してください。

様式第7号（第6条関係）

尾崎号堂記念館会議室利用許可取消承認申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（利用責任者）

連絡先電話

次のとおり尾崎号堂記念館会議室の利用許可の取消しを申請します。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用取消理由					
※利用料金の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第11条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第11条第3号該当 <input type="checkbox"/> 第11条第2号該当 <input type="checkbox"/> 第11条第4号該当			
	還付金	既納利用料金 円	還付率 /100	還付金額 円	

（注） ※印の欄は記入しないでください。

様式第8号（第6条関係）

尾崎号堂記念館会議室利用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった尾崎号堂記念館会議室の利用許可の変更について、次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
変更理由							
変更事項	日 時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用料金	変更後利用料金 円						
	既納利用料金 円						
	差引き 円 (還付・不足)						

様式第9号（第6条関係）

尾崎号堂記念館会議室利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった尾崎号堂記念館会議室の利用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

取消日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用取消理由					
利用料金の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第11条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第11条第3号該当 <input type="checkbox"/> 第11条第2号該当 <input type="checkbox"/> 第11条第4号該当			
	還付金	既納利用料金 円	還付率 /100	還付金額 円	

様式第10号（第10条関係）

尾崎罌堂記念館会議室利用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）指定管理者

住所（所在地）

氏名（名称）

（利用責任者）

連絡先電話

次のとおり尾崎罌堂記念館会議室の利用料金の減免について、次のとおり申請します。

利用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
利用目的	(名称) (目的・内容)				
減免理由					
※審査内容	<input type="checkbox"/> 第10条第1項第1号該当（10割） <input type="checkbox"/> 第10条第1項第2号該当（10割） <input type="checkbox"/> 第10条第1項第3号該当（5割） <input type="checkbox"/> 第10条第1項第4号該当（5割） <input type="checkbox"/> 第10条第1項第5号該当（ 割）				

（注） ※印の欄は記入しないでください。

様式第11号（第16条関係）

尾崎号堂記念館施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住所（所在地）

氏名（名称）

（利用・入室責任者）

連絡先電話

次のとおり尾崎号堂記念館の施設等を損傷（滅失）したので届け
出ます。

利用許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
利用目的	(名称) (目的・内容)
損傷(滅失)の日時	年 月 日 時 分頃
損傷(滅失)した施設等の箇所及 び程度	
損傷(滅失)の原因及び状況	

※届出 番号	※損害 査定額 円					

(注) ※印の欄は記入しないでください。

様式第12号（第17条関係）

尾崎号堂記念館資料貸出許可申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市教育委員会

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

申請者	住所			
	氏名	印	電話	
借用目的				
借用期間	年 月 日～ 年 月 日			
借用場所				
借用資料	品名	数量	備考	
輸送方法				
取扱責任者				

借用誓約書

上記のとおり借用するに当たっては、尾崎罌堂記念館条例施行規則及び教育委員会の指示を守り、大切に保管するとともに、次のことを誓約します。

- 1 資料の転貸、撮影、模写、模造等の行為をしません。
- 2 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償します。
- 3 資料の返還を緊急に求めたときは、これに同意します。

氏名

印

様式第13号（第17条関係）

尾崎号堂記念館資料貸出許可書

第 号

年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

借受人	住所			
	氏名		電話	
貸出目的				
貸出期間		年 月 日	～	年 月 日
貸出場所				
貸出資料	品名	数量	備考	
許可条件等		<p>1 尾崎号堂記念館条例施行規則及び教育委員会の指示を守ること。</p> <p>2 転貸、撮影、模写、模造等の行為をしないこと。</p> <p>3 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。</p> <p>4 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意すること。</p>		

(注) 受取書の交付は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

受取書

上記の資料、確かに受け取りました。

年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

様式第14号（第20条関係）

尾崎罌堂記念館寄託資料保管書

第 号
年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年 月 日付けで、尾崎罌堂記念館へ寄託を受けた下記の資料を預かります。

1 資料

品名	数量	備考

2 保管期間

年 月 日～ 年 月 日

3 その他

(注) 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 10 月 22 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会訓令第 2 号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成 17 年伊勢市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「伊勢市教育委員会事務局等処務規則。以下「規則」という。）」を「伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 8 号。以下「処務規則」という。）」に改め、同条第 6 号から第 11 号までの規定中「規則」を「処務規則」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(12) 校長 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 13 号。以下「管理運営規則」という。）
第 18 条に規定する校長をいう。

(13) 教頭 管理運営規則第 18 条に規定する教頭をいう。
第 3 条に次の 1 項を加える。

6 第 9 条に規定する校長の専決事項で、校長が不在のときは、教頭がその事務を代決する。

第 9 条を第 10 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

第 9 条 校長は、学校配当予算（旅費及び燃料費は除く。）に係る 1 件 10 万円未満の支出負担行為の決定及び支出命令をすることができる。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 71 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 10 月 29 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名称 株式会社 ニチイ学館
- 2 指定に係る事務所の名称及び所在地
名称 ニチイのほほえみ豊田
所在地 愛知県豊田市美里 2 丁目 5 番 3 号
- 3 指定の年月日
平成 21 年 10 月 1 日

4 サービスの種類

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成21年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成21年10月30日

伊勢市長職務代理人 伊勢市副市長 戸神 範雄

伊 勢 市 の 財 政

1 9月末における人口、世帯数、面積の状況（外国人登録を含む。）

人 口	134,637 人	(平成21年度現計予算1人当たり	334,696 円)
世 帯 数	53,423 世帯	(平成21年度現計予算1世帯当たり	843,504 円)
面 積	208.53 k㎡		

2 平成21年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)/(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)/(A) %
市 税	15,800,000	35.1	8,461,365	53.6	議 会 費	337,021	0.7	172,597	51.2
地 方 譲 与 税	380,000	0.8	128,243	33.7	総 務 費	6,923,400	15.4	3,889,609	56.2
利 子 割 交 付 金	90,000	0.2	30,114	33.5	民 生 費	13,552,193	30.1	5,568,250	41.1
配 当 割 交 付 金	30,000	0.1	13,936	46.5	衛 生 費	4,161,655	9.2	1,682,720	40.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000	0.0	0	0.0	労 働 費	162,105	0.4	49,330	30.4
地 方 消 費 税 交 付 金	1,180,000	2.6	780,952	66.2	農 林 水 産 業 費	1,123,035	2.5	293,850	26.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000	0.0	8,245	41.2	商 工 費	254,918	0.6	96,178	37.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,000	0.4	42,882	26.8	観 光 費	292,804	0.6	163,931	56.0
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	50,000	0.1	0	0.0	土 木 費	5,570,431	12.4	2,235,140	40.1
地 方 特 例 交 付 金	180,000	0.4	227,736	126.5	消 防 費	2,321,468	5.1	812,619	35.0
地 方 交 付 税	8,000,000	17.7	6,196,127	77.5	教 育 費	4,637,583	10.3	1,567,606	33.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	24,000	0.0	12,640	52.7	災 害 復 旧 費	52,075	0.1	19,541	37.5
分 担 金 及 び 負 担 金	977,149	2.2	450,001	46.1	公 債 費	5,628,807	12.5	2,475,627	44.0
使 用 料 及 び 手 数 料	360,285	0.8	206,894	57.4	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,222,275	16.0	3,881,470	53.7	予 備 費	45,033	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,320,115	5.1	423,353	18.2					
財 産 収 入	84,553	0.2	42,360	50.1					
寄 附 金	24,003	0.1	3,598	15.0					
繰 入 金	2,343,510	5.2	0	0.0					
繰 越 金	485,746	1.1	541,638	111.5					
諸 収 入	701,294	1.6	230,395	32.9					
市 債	4,627,600	10.3	0	0.0					
合 計	45,062,530	100.0	21,681,949	48.1	合 計	45,062,530	100.0	19,026,998	42.2

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、継続費通次繰越財源、繰越明許費繰越財源及び事故繰越し繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B) / (A) %	備考
市民税	7,170,500	45.4	3,464,381	48.3	
固定資産税	6,704,044	42.4	3,878,035	57.8	
軽自動車税	246,000	1.6	244,856	99.5	
市たばこ税	663,455	4.2	288,632	43.5	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	1,800	0.0	2,181	121.2	
都市計画税	1,014,200	6.4	583,280	57.5	
合計	15,800,000	100.0	8,461,365	53.6	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	28,310,000	62.8	
人件費	9,243,653	20.5	
物件費	6,687,475	14.8	※
維持補修費	251,550	0.6	
扶助費	6,862,793	15.2	
補助費等	5,264,529	11.7	※
投資的経費	5,353,185	11.9	
普通建設事業	5,301,110	11.8	※
災害復旧事業	52,075	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	11,399,345	25.3	
貸付金	57,180	0.1	
公債費	5,628,807	12.5	
投資及び 出資金	350	0.0	
積立金	52,470	0.1	
繰出金	5,615,505	12.5	
予備費	45,033	0.1	
合計	45,062,530	100.0	

※ 継続費逐次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を含みます。

3 平成20年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,450,000	37.3	16,679,391	101.4	議 会 費	363,941	0.8	357,891	98.3
地 方 譲 与 税	420,000	1.0	433,378	103.2	総 務 費	7,430,125	16.8	4,915,924	66.2
利 子 割 交 付 金	90,000	0.2	90,906	101.0	民 生 費	13,205,071	29.9	12,950,210	98.1
配 当 割 交 付 金	30,000	0.1	37,458	124.9	衛 生 費	3,940,796	8.9	3,874,764	98.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000	0.0	12,625	126.3	労 働 費	130,792	0.3	128,548	98.3
地 方 消 費 税 交 付 金	1,180,000	2.7	1,189,111	100.8	農 林 水 産 業 費	925,175	2.1	844,657	91.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	18,000	0.0	20,647	114.7	商 工 費	188,819	0.4	179,360	95.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	220,000	0.5	263,496	119.8	観 光 費	297,282	0.7	291,894	98.2
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	51,114	0.1	51,114	100.0	土 木 費	5,284,299	12.0	4,714,896	89.2
地 方 特 例 交 付 金	221,625	0.5	221,625	100.0	消 防 費	2,489,245	5.6	2,213,395	88.9
地 方 交 付 税	8,236,467	18.7	8,464,891	102.8	教 育 費	4,469,328	10.1	4,315,233	96.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,500	0.0	23,371	114.0	災 害 復 旧 費	50,244	0.1	33,122	65.9
分 担 金 及 び 負 担 金	971,720	2.2	941,119	96.9	公 債 費	5,335,375	12.1	5,334,109	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	361,783	0.8	380,820	105.3	諸 支 出 金	2	0.1	0	0.0
国 庫 支 出 金	6,461,124	14.6	3,991,590	61.8	予 備 費	45,435	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,151,439	4.9	2,127,766	98.9					
財 産 収 入	178,802	0.4	180,625	101.0					
寄 附 金	30,116	0.1	31,641	105.1					
繰 入 金	1,032,939	2.3	84,068	8.1					
繰 越 金	373,716	0.8	373,717	100.0					
諸 収 入	1,007,884	2.3	1,068,782	106.0					
市 債	4,638,700	10.5	4,167,500	89.8					
合 計	44,155,929	100.0	40,835,641	92.5	合 計	44,155,929	100.0	40,154,003	90.9

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、継続費通次繰越財源及び繰越明許費繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費及び災害復旧費については、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B) / (A) %	備考
市民税	7,723,000	47.0	7,806,756	101.1	
固定資産税	6,766,879	41.1	6,881,000	101.7	
軽自動車税	237,000	1.4	246,506	104.0	
市たばこ税	700,920	4.3	707,696	101.0	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	2,200	0.0	2,298	104.5	
都市計画税	1,020,000	6.2	1,035,135	101.5	
合計	16,450,000	100.0	16,679,391	101.4	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	支出済額	構成割合 %	備考
消費的経費	24,576,448	61.2	
人件費	9,828,528	24.5	
物件費	5,053,474	12.6	※
維持補修費	253,075	0.6	
扶助費	6,656,937	16.6	
補助費等	2,784,434	6.9	※
投資的経費	4,601,181	11.5	
普通建設事業	4,568,059	11.4	※
災害復旧事業	33,122	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	10,976,374	27.3	
貸付金	64,101	0.1	
公債費	5,334,109	13.3	
投資及び 投出資金	11,250	0.0	
積立金	114,901	0.3	
繰出金	5,452,013	13.6	
予備費	0	0.0	
合計	40,154,003	100.0	

※ 継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額を含みます。

4 特別会計の状況

(単位 千円)

会 計 別	平成20年度予算の執行状況			平成21年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	13,198,149	13,304,617	12,930,967	13,459,006	4,802,638	5,613,305
老人保健医療特別会計	1,170,135	1,172,292	1,146,143	24,627	28,867	1,586
後期高齢者医療特別会計	2,014,786	1,987,790	1,949,874	2,167,724	1,083,519	886,721
介護保険特別会計	9,085,568	8,987,549	8,915,997	9,359,188	4,056,861	3,866,853
住宅新築資金等貸付事業特別会計	29,556	30,438	29,511	51,383	13,836	13,456
まちなみ保全事業特別会計	12,898	12,856	12,856	43,665	6,129	887
農業集落排水事業特別会計	122,801	126,183	117,229	89,776	50,527	22,082
土地取得特別会計	75,000	23,574	23,574	203,415	1,707	1,707
合 計	25,708,893	25,645,299	25,126,151	25,398,784	10,044,084	10,406,597

5 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	46,221,434	政府資金	財 務 省	20,016,410
総 務 債	5,107,765		日 本 郵 政 公 社	4,676,959
民 生 債	651,803	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		8,159,475
衛 生 債	929,278	三 重 県		122,969
労 働 債	6,095	共 済 組 合 等		793,512
農 林 水 産 業 債	1,696,047	銀 行 等		12,554,238
商 工 債	165,600			
土 木 債	16,470,936			
公 営 住 宅 債	951,442			
消 防 債	600,095			
教 育 債	4,736,749			
災 害 復 旧 債	36,336			
減 税 補 て ん 債	1,860,817			
臨 時 税 収 補 て ん 債	497,712			
臨 時 財 政 対 策 債	11,267,850			
臨 時 経 済 対 策 事 業 債	32,000			
借 換 債	1,210,909			
特 別 会 計 債	102,129			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	102,129			
合 計	46,323,563	合 計		46,323,563

6 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

7 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		3,920,400.84 m ²	
建 物		374,967.08 m ²	
動 産		4 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		17,252,235 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,178,421 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	335 台	
	そ の 他	510 点	
無 体 財 産 権		2 件	

伊勢市上下水道事業告示第 45 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の休止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 21 年 10 月 23 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

工事店名	所在地	休止年月日
有限会社 伊藤建設	伊勢市大湊町 103 番地 15	平成 21 年 10 月 15 日

伊勢市公告第 94 号

公 示 送 達

下記の者の平成 21 年度国民健康保険料納入通知書兼変更通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 10 月 16 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
貝塚 功洋	曾祢 2 丁目 5 番 8 号 シャトーナツヤマ 609	0163045

伊勢市公告第 95 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市地域福祉計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 21 年 10 月 27 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

- 1 案の題名
伊勢市地域福祉計画（案）
- 2 案の公告日
平成 21 年 7 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 案の修正内容
修正なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部生活支援課に備え置いて、縦覧に供します。

伊勢市公告第 96 号

伊勢市営住宅管理条例(平成17年伊勢市条例第163号)第4条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 21 年 10 月 30 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

1 受付の期間及び時間

平成 21 年 11 月 2 日 (月) から同月 12 日 (木) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土曜日及び日曜日は除きます。)。ただし、11 月 2 日 (月)、11 月 9 日 (月) は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

2 受付場所

伊勢市都市整備部建築住宅課

3 入居申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (2) 現に住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 申込む住宅の区分に応じて、以下の条件に該当すること。

ア 市営住宅

現に同居し、又は同居しようとする者で、夫婦 (事実上婚姻関係にある者及び婚約中の者で入居契約時に婚姻の届出をして入居できる者を含む。) 又は親子を主体として独立の生計を営み、申請人を含む家族数が 2 人以上であること。ただし、身体障がい者等は単身入居 (3 K 以下の住宅に限る。) できる。

イ 高齢者向市営住宅

(ア) 60 歳以上の単身世帯または、いずれか一方が 60 歳以上の夫婦のみの世帯、または、いずれもが 60 歳以上である親族のみの世帯であること。

(イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯であること。

(ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯であること。

- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項に規定する基準の収入を超えないこと。
- (6) 本人又は同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 募集戸数

詳細は次のとおりです。

ア 市営住宅

団地名 (所在地)	部屋数	階数	建築 年度	構造※1	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	単身 入居	募集 戸数
中村団地 (中村町)	3DK	1階	S47	PC 4階建	無	無	水洗	有料 (1台)	×	1
倭A団地 (倭町)	3DK	4階	S56	PC 4階建	有	無	水洗	有料 (1台)	×	1
倭隠岡団地 (倭町)	3DK	2階	S63	RC 4階建	有	有	水洗	有料 (1台)	×	1
浦口団地 (浦口4丁目)	3DK	3階	H6	RC 3階建	有	有	水洗	有料 (1台)	×	1
万所団地 (辻久留3丁目)	2DK	3階	H11	RC 3階建	有	有	水洗	有料 (1台)	○	1
竹ヶ鼻第2団地 (神社港)	3K	2階	S55	PC 2階建	有	無	水洗	無	○	1
大湊団地 (大湊町)	3DK	3階	S48	PC 3階建	無	無	水洗	団地 管理	×	1
旭団地 (旭町)	2DK	4階	H9	RC 4階建	有	有	水洗	有料 (1台)	○	1
西豊浜団地 (西豊浜町)	3DK	1階	S51	PC 3階建	無	無	水洗	有料 (1台)	×	1
朝熊第2団地 (朝熊町)	3K	1階	S52	PC 平屋建	無	無	汲み 取り	無	○	1

※1 PC…プレキャストコンクリート RC…鉄筋コンクリート

イ 高齢者向市営住宅（エレベータ付き）

団地名 (所在地)	部屋数	階数	建築 年度	構造 ※2	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	単身 入居	募集 戸数
リバーサイド せせらぎ (小俣町宮前)	2DK	4階	H13	RC 6階建	有	有	水洗	有料 (1台)	○	1
		5階								1

※2 RC…鉄筋コンクリート

5 入居者の決定

市営住宅入居者選考委員会で入居資格適格者となった者について、申込者数がそれぞれの募集数を上回った場合は公開抽選を行い、入居者を決定します。

- (1) 日時 平成 21 年 11 月 28 日（土） 午前 9 時 30 分より
- (2) 場所 ハートプラザみその 多目的ホール

6 住宅への入居

入居決定後、10 日以内に所定の手続を行い、入居していただきます。なお、10 日以内に所定の手続をしないときは、入居の決定を取り消します。

7 申込方法

伊勢市都市整備部建築住宅課で伊勢市営住宅入居申込用紙を受け、希望する住宅等、必要事項を記入の上、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付し、申込みをしてください。

8 その他

詳細については、伊勢市都市整備部建築住宅課住宅係（TEL0596-21-5596・5597）へ問い合わせてください。